



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01 町税などの 納期限を守りましょう

問 税務住民課
税務住民室 税務係

令和6年度町税および国民健康保険税の納税通知書を各世帯に送付しました。内容をお確かめのうえ、期限内に納付してください。

納税には便利な 口座振替を！

町税なども電気料金などと同様に、安心・安全・便利な口座振替が利用できます。

口座振替は納期のために現金を用意したり、うっかり納期を忘れることがなく大変便利です。この機会にぜひご利用ください。

●取扱金融機関

- 旭川信用金庫本店
- 比布町農業協同組合
- ゆうちよ銀行

●手続き方法

納付書、預貯金通帳、届出印を持参のうえ、納期限の1か月前までに預貯金口座のある金融機関の窓口、または、税務住民課で手続きをしてください。

期限までに 納付できない方へ

特別な事情で期限までに納付することができないときは、分割納付や納税猶予の相談に応じます。納期限前に税務住民課に申し出(納税相談)してください。

申し出や納税相談がなく滞納したときは、滞納処分(差押えなど)を行う場合があります。

軽自動車税(種別割)の 減免申請手続きを！

「身体障害者手帳」などをお持ちの方が使用する軽自動車および身体障がい者と生計を共にしている方が使用する軽自動車で、一定の条件を満たす場合は、申請により1台に限って軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。7

月23日(火)までに税務住民課に申請してください。

なお、申請書には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です(法人の場合は法人番号が必要)。

また、本人確認として申請時にマイナンバー通知カードおよび運転免許証など2つの本人確認書類(マイナンバーカードの場合はカードのみ)を提示してください(法人の場合は提示不要)。

●申請に必要なもの

身体障害者手帳や療育手帳など、運転免許証、納税通知書、車検証

※年度ごとの申請ですので、昨年度減免を受けた人も新たに申請が必要です。

※期限を過ぎると申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

■各税目の納期限

	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月26日	1月31日	2月28日
町道民税・森林環境税	第1期		第2期		第3期		第4期	
固定資産税	第1期		第2期		第3期		第4期	
軽自動車税(種別割)	第1期							
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

03 令和6年度 個人住民税の定額減税について

問 税務住民課 税務住民室 税務係

町ホームページ
「令和6年度個人住民税の
定額減税について」
(税務住民課)



国の経済対策として、令和6年度税制改正で今年度分の個人住民税の定額減税が行われることとなりました。

●対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は2,000万円以下）の個人住民税所得割の納税義務者

●定額減税額と限度額

①本人・・・1万円

②控除対象配偶者および扶養親族（国外居住者を除く）・・・1人につき1万円

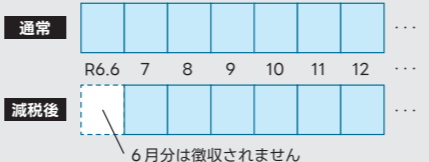
①と②の合計が定額減税額です。ただし、この額がその人の所得割額を超える場合は、その所得割額が限度額となります。

※今年度個人住民税にかかる合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者分の減税額は、令和7年度の所得割から控除します。

■徴収方法（今年度）

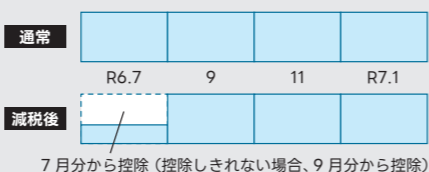
給与からの特別徴収の場合（給与所得者）

6月分の徴収は行わず、減税後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分の給与から徴収します。



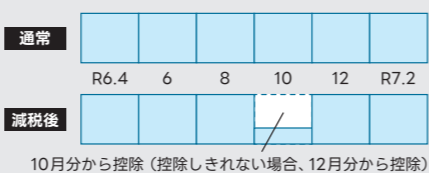
普通徴収の場合（事業所得者など）

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分から減税し、減税しきれない場合は、第2期以降の税額から順次減税します。



公的年金などからの特別徴収の場合（年金所得者）

定額減税前の税額をもとに算出した10月分の年金天引き分から減税し、減税しきれない場合は、12月分以降の年金天引き分から、順次減税します。



04 定額減税調整給付金

問 税務住民課 税務住民室 税務係

町ホームページ
「定額減税しきれないと見込まれる方
への給付金（調整給付）について」
(税務住民課)



定額減税調整給付金は、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を給付するものです。

●対象者

令和6年7月1日（基準日）時点で定額減税可能額が所得税、または、住民税※1を上回る（減税しきれない）と見込まれる納税義務者。

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

※1 令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）、または、令和6年度分個人住民税所得割額

●支給額

「所得税分控除不足額」と「個人住民税控除不足額」の合計額を1万円単位で切り上げた額。

・所得税分控除不足額

定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額※2）

・個人住民税控除不足額

定額減税可能額－令和6年度分個人住民税額

※2 令和6年分所得税額は令和6年中に確定できないため、推計値として、令和5年分所得税額を用いて計算します。

■支給にかかる手続きおよび支給開始時期

給付の対象となる方には、支給金額などを記載した書類を送付します。必要な手続きおよび支給開始時期などの詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

02 令和6年度 国民健康保険の概要

問 保健福祉課 社会福祉室 国保医療係



5月29日に開催された国民健康保険運営協議会で、今年度の国民健康保険税率などが審議されました。

●令和6年度の国保について

本町の国保加入者数は前年度と比べて55人減少、課税総所得（課税の対象となる所得の総額）は7,666万円減少しています。また、北海道が決定した今年度納付金は前年度と比べて277万7千円の増額となりました。

これまでは総医療費を考慮し、税率を検討してきましたが、北海道が決定した納付金額を基に協議し、将来的に道内統一化する標準保険料率の実施に向けて準備を始めています。

町では答申を尊重して、第2回町議会定例会に国保税率などを改

正することを提案し、議決されました。

国民健康保険会計は、加入者の減少および高齢化、医療費の高額化などに大きく影響します。国民健康保険会計運営の現状を皆様にご理解いただき、医療費の適正化に向けた特定健診の受診や、各種健康事業などへの積極的な参加をお願いします。

●国保事業の広域化に伴う納付金

平成30年4月から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、次のように変更されました。
・医療給付費などの国保の事業に

必要なお金を、市町村が納付金として都道府県に納める。

・都道府県が各市町村の医療水準や所得水準を基に、市町村ごとの納付金額を決定する。

・市町村は、都道府県が決定した納付金額などを参考に、国保税率を決定する。

※これまで市町村単位で行っていた保険証などの発行や国保税の賦課・徴収などは引き続き市町村が行い、保険給付や保健事業についても従来と大きな変更はありません。

■国民健康保険税率

区分	加入者の前年所得に対して	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
		7.5%	3.1%	2.2%
均等割	加入者1人当たり	24,000円	9,000円	10,000円
平等割	1世帯当たり	25,000円 ★12,500円 *18,750円	10,000円 ★5,000円 *7,500円	7,000円

●課税限度額（上限額）

医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
650,000円	240,000円	170,000円

★印は特定世帯の額・・・特定世帯とは、75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療に移行することにより単身世帯となる方の世帯をいい、5年間、世帯で課税される平等割額が半額になります。

*印は特定継続世帯の額・・・特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年間経過後、さらに3年間、世帯別平等割額が1/4減額となります。

●税の軽減

軽減割合	税の軽減判定基準(軽減判定所得)	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分(40～64歳)	
		1人につき	1世帯につき	1人につき	1世帯につき	1人につき	1世帯につき
7割	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	16,800円	17,500円 ★8,750円 *13,125円	6,300円	7,000円 ★3,500円 *5,250円	7,000円	4,900円
5割	43万円 + 29万5千円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	12,000円	12,500円 ★6,250円 *9,375円	4,500円	5,000円 ★2,500円 *3,750円	5,000円	3,500円
2割	43万円 + 54万5千円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	4,800円	5,000円 ★2,500円 *3,750円	1,800円	2,000円 ★1,000円 *1,500円	2,000円	1,400円

未就学児は均等割が1/2に軽減されます。税の軽減を受けている場合も、その金額からさらに減額されます。

05 令和6年度 65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

問 介護保険制度について
保健福祉課 社会福祉室 介護保険係
保険料の納付について
税務住民課 税務住民室 税務係

町ホームページ
「介護保険料について」
(保健福祉課)



介護保険は「介護の問題」や「老後の不安」を解消するため、社会全体で支えあう制度です。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに介護保険のサービスを利用することができます。介護保険は、被保険者が納める保険料と、国や道、町の負担金を財源に運営されています。

■第9期介護保険料について

比布町第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）で決定された、今年度における65歳以上の方の介護保険料は次のとおりです。介護保険料決定通知書を7月上旬に各世帯に送付していますので、内容をお確かめのうえ、期限内に納付してください。なお、40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険料（税）に含まれ、医療保険料（税）として納付されます。

基準額 月額 6,300円 × 12か月 = 75,600円

所得段階	対象者		所得の状況	保険料率	年間保険料	
	町民税課税状況					
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.285	21,500円	
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額の 合計	80万円以下	基準額 × 0.485	36,600円
第3段階	非課税	非課税		80万円超 120万円以下	基準額 × 0.685	51,700円
第4段階	課税	非課税		120万円超	基準額 × 0.9	68,000円
第5段階	課税	非課税		80万円以下	基準額	75,600円
第6段階	—	課税		80万円超	基準額 × 1.2	90,700円
第7段階	—	課税		120万円未満	基準額 × 1.3	98,200円
第8段階	—	課税		120万円以上 210万円未満	基準額 × 1.5	113,400円
第9段階	—	課税		210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.7	128,500円
第10段階	—	課税		320万円以上 420万円未満	基準額 × 1.9	143,600円
第11段階	—	課税		420万円以上 520万円未満	基準額 × 2.1	158,700円
第12段階	—	課税		520万円以上 620万円未満	基準額 × 2.3	173,800円
第13段階	—	課税		620万円以上 720万円未満	基準額 × 2.4	181,400円
				720万円以上		

■介護保険料の納付方法

65歳以上の方の納付方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（直接納付）があり、年金受給者で受給金額の総額が18万円以上の方は、原則、特別徴収になります。普通徴収の方は、納付書により役場出納窓口や金融機関で直接納付いただくか、口座振替をご利用ください。

■負担限度額認定申請について

町民税非課税世帯に属する方が施設入所やショートステイを利用する際の食費や居住費（滞在費）には、サービスの利用が困難にならないように、収入に応じて負担限度額が設定されています。

軽減を受けるためには、保健福祉課介護保険係へ申請が必要です。

（軽減の認定期間：8月1日から翌年7月31日まで）

●認定の要件

- ・世帯全員が住民税非課税であること
- ・住民票上、別世帯の配偶者も住民税非課税であること
- ・預貯金などの資産の状況が下記の表に該当すること

●申請に必要なもの

- ・本人および配偶者の預貯金通帳（最終記帳が申請日から2か月以内のもの）、有価証券、投資信託の写しなど

●負担限度額（1日あたり） ※令和6年8月から

利用者負担段階	所得の状況	居住費（滞在費）の負担限度額				食費		
		預貯金などの資産の状況	ユニット型		従来型個室			
			個室	個室的多床室				
第1段階	生活保護受給者	要件なし						
	世帯全員が住民税非課税 ※	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 ★380円	0円	300円
前年の年金収入など		80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 ★480円	430円	390円 *600円
		80万円超 120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 ★880円	430円	650円 *1,000円
第3-2段階	120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 ★880円	430円	1,360円 *1,300円	

★印の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

*印の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※年金収入など＝公的年金など収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額（合計所得金額から年金所得金額を除いた所得金額）

06

住民税非課税世帯等へ 臨時特別給付金を給付します

物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、国の地方創生臨時交付金を活用し、次のとおり給付金を支給します。
なお、対象となる世帯には、順次、案内文を送付していきます。

対象となる世帯

令和6年6月3日現在、比布町に住民登録のある世帯のうち、次の①②に該当する世帯（※）。

① 令和6年度の住民税非課税世帯

1世帯あたり10万円の給付金を支給します。また、子育て世帯に対しては児童1人あたり5万円を加算して支給します。

② 令和6年度の住民税均等割のみ課税世帯

1世帯あたり10万円の給付金を支給します。また、子育て世帯に対しては児童1人あたり5万円を加算して支給します。

※ただし、令和5年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯は、今回の給付金の対象外です。

●本給付金は、差押さえ禁止等および非課税の対象です。

問 保健福祉課
社会福祉室 福祉係

08 ぴっぷいちごキャンペーン

「ぴっぷいちご」を多くの方に知ってもらうため、比布産のイチゴを使ったメニューを町内飲食店で販売します。期間限定の絶品スイーツをぜひお楽しみください。

メニュー提供期間
6月21日～7月31日



※写真はイメージです。
※数量限定のお店があります。品切れの場合はご容赦ください。
※期間中に提供を終了する店舗もあります。

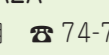
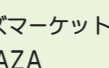
串いちご
各390円



(練乳) (チョコ)



ファーマーズマーケット
NANA PLAZA
新町4丁目 ☎ 74-7757
午前10時～午後5時
水曜定休日



ぴっぷいちごソフト
490円



スムージーフロート
790円

いちごと Kaori と洋菓子店

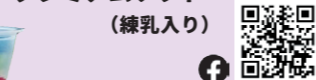
基線5号 ☎ 85-4615
午前10時～午後4時
日・月・祝日定休、平日不定休



ぴっぷ莓BAKE
590円



ぴっぷ産いちごの
プレミアムソフト
(練乳入り) 500円



良佳プラザ・遊湯ぴっぷ
内「休憩処」
北7線16号 ☎ 85-4700
午前11時～午後8時
無休

いちごかき氷
500円



いちごミルク
500円



道 CAFE
基線3号 ☎ 76-4919
午前11時～
(無くなり次第終了)
日・月曜定休日



Calmiss Cafe (カーミスカフェ)

西町3丁目6-6 ☎ 74-5697
午前11時～午後3時
(ラストオーダー午後2時30分)
月・火曜定休日 (不定休有り) 1,600円

自家製アイスクリームのフレンチトースト いちごソース添え



ピピカフェ比布駅
西町2丁目6-1 ☎ 73-8388
午前10時～午後6時
(ラストオーダー午後5時30分)
火曜定休日

ぴっぷまるごといちごスムージー
600円



ばらえていきっちゃん紙風船
基線4号 ☎ 85-3838
午前11時～午後8時
(ラストオーダー午後7時30分)
水曜定休日

ぴっぷ莓パフェ
880円



ピピマルシェ
基線4号 ☎ 85-3722
午前10時～午後4時
月・火・水曜定休日



いちごサンド
380円



07 「空き家」の管理は大丈夫ですか？

問 建設課 管理室 管理係

町ホームページ
「空き地・空き家対策」
(建設課)

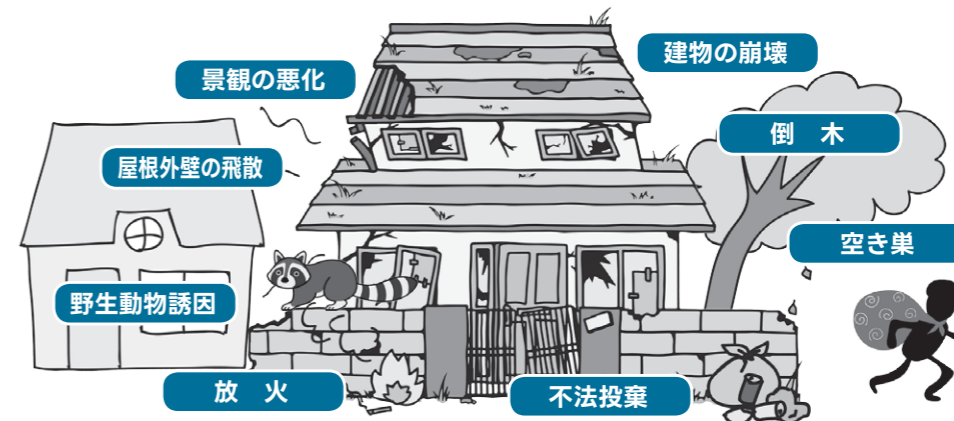


今、日本では空き家が増え続けており、使用目的のない空き家の数は20年間で約2倍に増えています。比布町も例外ではなく、令和6年3月時点で、空き家と推定される建物を182件確認しています。

■ご自宅が空き家になることでさまざまなリスクが生じます

手入れをしない家は傷みが早く、近隣住宅、そして地域一体にも大きな影響を与えます。人的・物的被害が起こる可能性も高く、損害賠償金の支払いに発展するケースもあります。

空き家を放置することで生じるリスク



●建築基準法に基づく責任

建築物の所有者、管理者、または、占有者は、その建築物の敷地、構造および建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることが求められています。

●民法に基づく処置

建物の保存状態が悪いことなどで他人に損害を与えた場合、賠償責任を負う場合があります。建物に限らず、塀や木など敷地内の全てのもので対象になります。

●空家等対策特別措置法に基づく処置

空家等対策特別措置法による「管理不全空き家」「特定空き家」に指定されると、固定資産税が最大1/6に軽減されている特例措置の対象外になる可能性があります。さらに、特定空き家に指定された後に、命令に背くと「50万円以下の罰金」や「行政代執行」の対象になる場合もあります。

比布町空き家無料相談会

この機会に「空き家」に関する困りごとを、専門家に相談しませんか。

- 日時 8月31日(土) 午前10時～午後5時
- 会場 農村環境改善センター
- 内容 相続・登記、不動産取引、住宅の除却に関する相談
- 定員 10件程度 (1件当たりの相談時間45分以内)
- 申込 郵送、または、メールにより申込書を提出してください。

申込書は建設課窓口で配布、または、町ホームページからダウンロードできます。

申込書の郵送を希望する方は、建設課へお電話ください。

郵送の場合 〒078-0392 比布町北町1丁目2番1号
比布町役場 建設課 管理室 空き家担当 宛て
メールの場合 kensetsu@town.pippu.hokkaido.jp



申請書の
ダウンロードは
こちらから

主催 比布町
共催 旭川司法書士会・
(公社)北海道宅建協会旭川支部

複合庁舎 建設基本構想

概要

みんながつながる、笑顔を育む
町では、老朽化した現在の役場庁舎を新たに整備するとともに、公共施設を集約した「複合庁舎」の建設を計画しています。基本設計や実施設計などの詳細を定めるために必要な「基本構想」の概要をお知らせします。

なお、詳細は町ホームページに掲載しています。



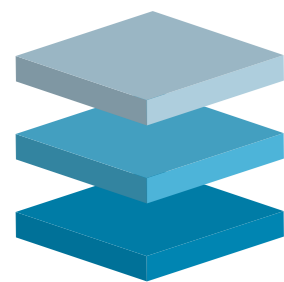
町ホームページ「複合庁舎建設」(総務企画課)



問 総務企画課
総務室財務係

新庁舎の各部署の配置

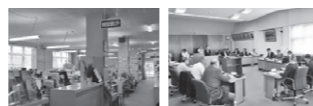
町民の利便性や財政規模を考慮しながら、今後の計画・設計の中で検討していきます。



配置のイメージ

上層階

議会機能・役場執務機能・防災機能



中層階

役場執務機能・福社会館機能・情報管理機能



低層階

役場窓口機能・福社会館機能・消防機能・
保健センター機能・老人センター機能・町民交流機能



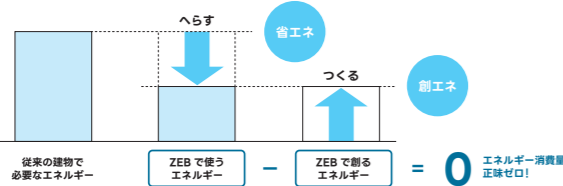
事業費および財源の見通し

●建設費(目標) 32億円

本町の財政規模や将来負担なども考慮しながら、ぜいたくな施設ではなく、基本的な役場機能に防災、憩い、交流機能などが集約され、住民の利便性が高く、かつ、経済性の高い庁舎を目指します。

- 財源
 - ・補助金(建設物等のZEB(※2)化・省CO2化普及加速事業など)
 - ・地方債(過疎対策事業債、緊急防災減災事業債、脱炭素化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債など)
 - ・特定財源(庁舎等整備基金、公共施設整備基金、備荒資金組合積立金の取り崩しなど)
 - ・一般財源

(※2) ZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)とは、快適な室内環境を保ちながら、省エネと創エネによって、年間で消費するエネルギー量をゼロにすることを目標とした建設物のこと。



事業スケジュール

令和7年度中の実施設計着手を目指しますが、財政状況を考慮しながら計画的に事業を執行します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本計画	基本設計	実施設計	施工

随時
・基本計画、基本設計、実施設計の公表
・町民検討委員会、町民説明会の開催

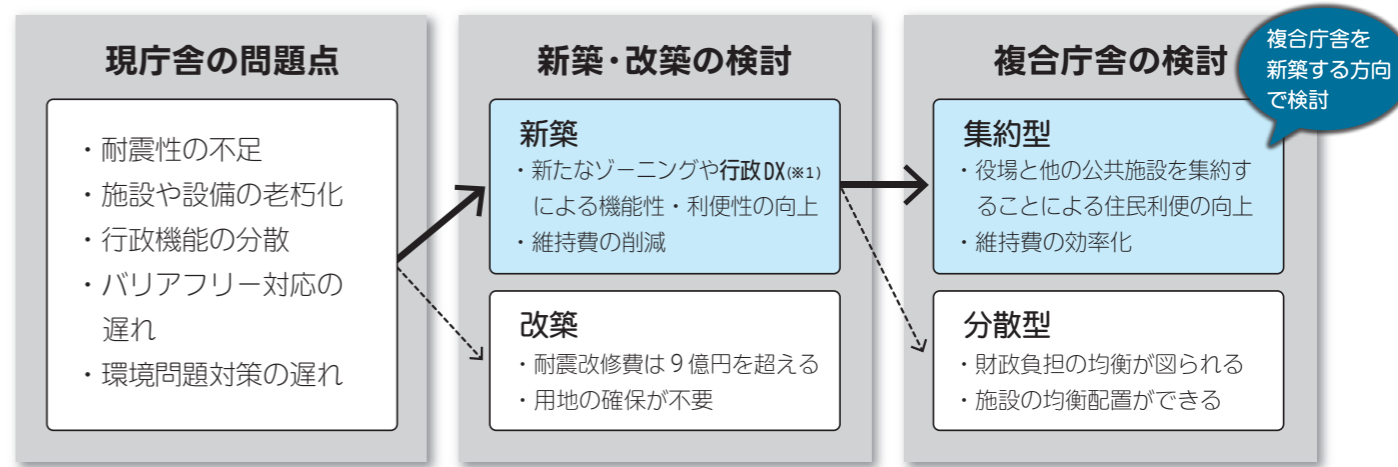
新庁舎の位置

現福社会館および駐車場を解体し、跡地に新庁舎を建設する予定です。理由は以下のとおりです。

- 公共交通機関の利便性が高い
- 防災拠点施設としては町の中心部であることが望ましい
- 現庁舎および福社会館の位置については、町内外に定着している
- 新たに用地を購入する必要がなく、経済性が高い
- 移転作業がスムーズに行うことができる



現庁舎の問題点と方向性の検討



(※1) 行政DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、情報システムの標準化などITやテクノロジーを活用し、利用者中心の行政サービスの維持と向上を目指す取り組みのこと。

新庁舎の規模

区分	現状	必要面積	備考
役場庁舎	2,249.60㎡	1,500.00㎡	会議室などを共用し、事務室は庁舎に統合
保健センター	645.00㎡	1,700.00㎡	
老人センター	773.01㎡		
福社会館	1,549.50㎡		
比布消防署	380.70㎡		
その他関係機関など	200.00㎡		
計	5,597.81㎡	3,900.00㎡	

新庁舎建設の考え方

～4つの方向性

- 1 町民にとって利便性の高い庁舎
- 2 機能性と経済性の高い庁舎
- 3 防災拠点施設としての役割を果たす庁舎
- 4 環境に配慮した庁舎

